

自民党、公明党、民進党は「部落差別解消推進法案」の衆院通過を狙っています。同和（部落）の特別法は、問題解決に障害になるとして、14年前に失効しています。全国部落解放運動連合会を発展的に改組した全国地域人権運動総連合（全国人権連）の新井直樹事務局長に今回の法案の問題点を聞きました。

# 「部落差別」法案は解決に逆行

## 全国人権連事務局長 新井直樹さんに聞く

—現状からみて、法案の問題点は？  
差別被差別という新たな国民対立を生むことになる「差別固定化法案」です。  
現状は、法務省の人権侵犯処理でも悪質で深刻な部落差別の実態があるとは言えません。旧「部落」や「部落民」に関するインターネット上の書

き込みもありますが、現行法と対抗言論によって対処すべきです。部落を問題にする人がたまにいても、時代錯誤だと説得できる自由な対話こそが大事です。  
**差別を固定化**  
法案のように「差別者」を懲らしめることで、差別は陰翳化し、固



定化してしまいます。結婚も部落内外の婚姻が主流となっています。結婚や就職の問題で自殺したという記事は見当たりがありません。問題が

あれば、市民相互で解決に取り組める時代になったのです。

そのため、政府も33年取り組んだ同和対策の特別法を2002年3月末で終結しました。全国の精緻な生活実態調査と国民意識調査を実施・分析し、審議会と各界からの意見聴取もして議論を重ね、万全を期して終了したのです。その経緯を無視する今回のやり方はまったく許されません。

政府は、一般対策の名で同和事業予算を組み続け、差別の実態があるかのように国民に誤解を生じさせています。逆差別を生じかねないもので、同和事業こそ即刻廃止すべきです。

### 同和事業廃止を

—新たな法は解決の

障害となるのですね。部落問題は民族問題ではなく、旧身分が差別理由として残ったものです。国民融合のなかで、社会から消滅してゆけばよいものです。それなのに、「部落差別の解消」をうたえば、国が「部落」と「部落外」を永久に分け隔てることになります。

法案は「差別の実態調査」を国や自治体に求めています。根深く存在しているとの誤った理解を「調査」を通して国民に広げることになります。人権を侵害し、特定の地域や住民を「部落」と示唆するものです。

法案では、自治体などは相談体制をつくり教育・啓発をすることになっています。実態や経過を無視して自治体や学校に

強制する根拠になり、大きな混乱を生じさせることになります。

たとえば、埼玉県で同和行政を終了した自治体があります。こんな法律ができれば、終了がほこりになり、「解回」（部落解放同盟）などの要求通りに復活するという混乱が生じます。全国各地の同和行政終了自治体でも、混乱を生むことが考えられます。

2000年に自民、公明両党などの議員立法で制定された「人権教育・啓発推進法」は、人権問題を差別問題に矮小（わいしょう）化し、解決の実態から乖離（かいり）した「解放教育」や「同和教育」に法的根拠を与えてきました。こんな法こそ廃止すべきです。

—自民党の狙いをどうみますか。

自民党は差別禁止などという法の名で利権維持をはかる「解回」などの動きを取り込みつつ、自らの国民管理に利用しようとしています。自民党は国民主権の憲法を、国が人権を管理するものへ改悪することを狙っています。それと軌を一にした動きです。人権問題の深刻さから国民の目をそらし、人権問題はあたかも差別問題かすべてであるかのごとく描くものです。立法事実や「部落差別」の概念すらまともに議論をせず、制定ありきというのはもってのほかです。

憲法改悪、「部落差別永久化法」には、国民諸階層とともに断固反対の運動を広げていきます。

しんぶん毎日 160522日

日本共産党の仁比聡平議員が20日、参院本会議で行った盗聴法拡大・刑事訴訟法改悪案に対する反対討論の要旨を紹介し

### 参院本会議 盗聴法拡大・刑事訴訟法改悪案 仁比議員の反対討論

冤罪(えんざい)事件は、憲法と刑事訴訟法に反する捜査権限の乱用が生み出してきたものです。根深い自白偏重主義の温床は、わが国の刑事司法の構造的な問題です。本法案は盗聴の自由化と司法取引導入、取り調べの部分録画を柱にした憲法違反の治安立法に他なりません。

「どれだけ国民が苦しみ、冤罪を防ぐ法律をつくるのか」と訴えた冤罪被害者の怒りに背を向け、成立をはかるなど断じて許されません。反対理由の第一は盗聴の拡大です。盗聴の本質は犯罪に無関係の通信をも根こそぎつかむ盗み聞きであり、適正手続きと令状主義を侵害する明白

な憲法違反です。法案は、対象犯罪を窃盗や詐欺など一般犯罪に拡大するものです。2人以上があらかじめ窃盗など役割を分担する意思を通じていると疑をかけられれば、通信傍受が行われる危険があり、市民団体や労働組合も排除されません。市民のプライバシー

情報がひそかに侵害され、蓄積される膨大な情報は、公安警察をふくむあらゆる警察活動に利用されることになり、国民監視の社会に委ねさせる危険があり、秘密保護法や政府がねらう共謀罪と結びつけばさらに重大です。反対理由の第二は、取り調べの「一部可視化で一步前進」などではなく、新たな冤罪の危険性を高めるものだからです。捜査官がウソの自白を強要する人権侵害と誤った裁判の危険をなくすため、取り調べのプロセスすべてを事後的に検証可能にするこ

とが可視化の出発点でした。ところが法案は、義務付けの対象を裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限定しています。4月に、宇都宮地方裁判所で無期懲役判決が出された今市事件は、検察と警察が別件逮捕・起訴による長期勾留のもとで取り調べを行い、自白を迫るプロセスは録画せずに、完成した詳細な自白だけを録画して有罪証拠にする危険性を浮き彫りにしました。法案は、自白強要の手段となってきた任意同行や起訴後勾留の取り調べが、録音録画義務の対象にはならない

とする法務当局の重大な見解も明らかになりました。法制審議会で全会一致だった日弁連や学者委員からも「身柄拘束下の取り調べは録画義務の対象になると根本的な不一致をただす声が噴き上がっています。反対理由の第三は、密告で他人を罪に陥れる危険がある司法取引の制度化です。自白の強要による冤罪や非合法盗聴など卑劣な権力犯罪に何の反省もない捜査機関に適正な運用を期待するのは重大な誤りです。本改定案を否決し、抜本的な司法改革を強く求めます。